

岩手県介護員養成研修事業取扱要綱の一部改正について
 岩手県介護員養成研修事業取扱要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>岩手県介護員養成研修事業取扱要綱</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 介護職員初任者研修</p> <p>第3～5条 [略]</p> <p>(科目の免除)</p> <p>第6条 県は、受講者の保有する資格等により、当該受講者の介護職員初任者研修の課程の全科目を免除することができるものとする。</p> <p>2 介護職員初任者研修の課程の全科目を免除することができる場合の受講者の保有する資格等については、別紙6の1に定めるとおりとする。</p> <p>第7～20条 [略]</p> <p>第3章 生活援助従事者研修</p> <p>第21～24条 [略]</p> <p>(科目の免除)</p> <p>第25条 県は、受講者の保有する資格等により、当該受講者の生活援助従事者研修の課程の全科目を免除することができるものとする。</p> <p>2 生活援助従事者研修の課程の全科目を免除できる場合の受講者の保有する資格等については、別紙6の2に定める。</p> <p>第26条 [略]</p> <p>第4～5章 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成13年3月9日から施行する。</p>	<p>岩手県介護員養成研修事業取扱要綱</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 介護職員初任者研修</p> <p>第3～5条 [略]</p> <p>(科目の免除)</p> <p>第6条 県は、受講者の保有する資格等により、当該受講者の介護職員初任者研修課程の科目の全部又は一部を免除することができるものとする。</p> <p>2 介護職員初任者研修課程の科目の全部又は一部を免除することができる場合の受講者の保有する資格等については、別紙6の1に定めるとおりとする。</p> <p>第7～20条 [略]</p> <p>第3章 生活援助従事者研修</p> <p>第21～24条 [略]</p> <p>(科目の免除)</p> <p>第25条 県は、受講者の保有する資格等により、当該受講者の生活援助従事者研修課程の科目の全部又は一部を免除することができるものとする。</p> <p>2 生活援助従事者研修課程の科目の全部又は一部を免除できる場合の受講者の保有する資格等については、別紙6の2に定める。</p> <p>第26条 [略]</p> <p>第4～5章 [略]</p>

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行する。ただし、第5条第2項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別紙6の1（第6条第2項関係）

保有する資格等により介護職員初任者研修課程の全科目を免除することができる者

- 1 看護婦、看護師、准看護婦及び準看護師の資格を有する者
ただし、看護婦等の業務に従事していた時期から相当の期間（おおむね5年）を経ている者及び在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者を訪問介護の業務に従事させる場合にあつては、訪問介護の指定居宅サービス事業者は、職場研修等を適切に行うよう努めるものとする。
- 2 「ホームヘルパー養成研修事業運営要綱（平成3年10月15日付け成第807号岩手県生活福祉部長通知）」に基づき県が実施したホームヘルパー養成研修及び知事が指定したホームヘルパー養成研修事業として実施された研修の修了者
- 3 「家庭奉仕員講習会推進事業運営要綱（昭和62年12月14日付け成第1029号岩手県生活福祉部長通知）」に基づく家庭奉仕員講習会及び「家庭奉仕員の採用時研修について（昭和57年10月26日付け成第747号岩手県福祉部長通知）」に基づき、市町村が実施した採用時研修の修了者
- 4 介護福祉士試験の受験要件として位置付けられた、実務者研修（6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する研修）の修了者

別紙6の1（第6条第2項関係）

1 保有する資格等により介護職員初任者研修課程の科目の全部を免除することができる者
以下の各号に掲げる者は、介護職員初任者研修課程の科目の全部を免除することができる。

- (1) 看護婦、看護師、准看護婦及び準看護師の資格を有する者
ただし、看護婦等の業務に従事していた時期から相当の期間（おおむね5年）を経ている者及び在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者を訪問介護の業務に従事させる場合にあつては、訪問介護の指定居宅サービス事業者は、職場研修等を適切に行うよう努めるものとする。
- (2) 「ホームヘルパー養成研修事業運営要綱（平成3年10月15日付け成第807号岩手県生活福祉部長通知）」に基づき県が実施したホームヘルパー養成研修及び知事が指定したホームヘルパー養成研修事業として実施された研修の修了者
- (3) 「家庭奉仕員講習会推進事業運営要綱（昭和62年12月14日付け成第1029号岩手県生活福祉部長通知）」に基づく家庭奉仕員講習会及び「家庭奉仕員の採用時研修について（昭和57年10月26日付け成第747号岩手県福祉部長通知）」に基づき、市町村が実施した採用時研修の修了者
- (4) 介護福祉士試験の受験要件として位置付けられた、実務者研修（6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する研修）の修了者

2 保有する資格等により介護職員初任者研修課程の科目の一部を免除することができる者及び免除の範囲

以下の各号に掲げる者は、介護職員初任者研修課程の科目の一部を免除することができる。
この場合の免除の範囲については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成30年3月30日老振発0330第1号厚生労働省老健局振興課長通知）の別添2に定めるとおりとする。

- (1) 生活援助従事者研修修了者
- (2) 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。）修了者
- (3) 訪問介護に関する三級課程修了者

別紙6の2（第25条第2項関係）

保有する資格等により生活援助従事者研修課程の全科目を免除することができる者

- 1 看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師の資格を有する者
ただし、看護婦等の業務に従事していた時期から相当の期間（おおむね5年）を経ている者及び在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者を訪問介護の業務に従事させる場合にあつては、訪問介護の指定居宅サービス事業者は、職場研修等を適切に行うよう努めるものとする。
- 2 「ホームヘルパー養成研修事業運営要綱（平成3年10月15日付け成第807号岩手県生活福祉部長通知）」に基づき県が実施したホームヘルパー養成研修及び知事が指定したホームヘルパー養成研修事業として実施された研修の修了者
- 3 「家庭奉仕員講習会推進事業運営要綱（昭和62年12月14日付け成第1029号岩手県生活福祉部長通知）」に基づく家庭奉仕員講習会及び「家庭奉仕員の採用時研修について（昭和57年10月26日付け成第747号岩手県福祉部長通知）」に基づき、市町村が実施した採用時研修の修了者
- 4 介護福祉士試験の受験要件として位置付けられた、実務者研修（6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する研修）の修了者
- 5 この要綱に基づき県又は知事が指定した介護員養成研修事業者が実施した介護員初任者研修の修了者

別紙6の2（第25条第2項関係）

1 保有する資格等により生活援助従事者研修課程の科目の全部を免除することができる者以下の各号に掲げる者は、生活援助従事者研修課程の科目の全部を免除することができる。

- (1) 看護婦、看護師、准看護婦及び准看護師の資格を有する者
ただし、看護婦等の業務に従事していた時期から相当の期間（おおむね5年）を経ている者及び在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者を訪問介護の業務に従事させる場合にあつては、訪問介護の指定居宅サービス事業者は、職場研修等を適切に行うよう努めるものとする。
- (2) 「ホームヘルパー養成研修事業運営要綱（平成3年10月15日付け成第807号岩手県生活福祉部長通知）」に基づき県が実施したホームヘルパー養成研修及び知事が指定したホームヘルパー養成研修事業として実施された研修の修了者
- (3) 「家庭奉仕員講習会推進事業運営要綱（昭和62年12月14日付け成第1029号岩手県生活福祉部長通知）」に基づく家庭奉仕員講習会及び「家庭奉仕員の採用時研修について（昭和57年10月26日付け成第747号岩手県福祉部長通知）」に基づき、市町村が実施した採用時研修の修了者
- (4) 介護福祉士試験の受験要件として位置付けられた、実務者研修（6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する研修）の修了者
- (5) この要綱に基づき県又は知事が指定した介護員養成研修事業者が実施した介護職員初任者研修の修了者

2 保有する資格等により生活援助従事者研修課程の科目の一部を免除することができる者及び免除の範囲

以下の各号に掲げる者は、生活援助従事者研修課程の科目の一部を免除することができる。
この場合の免除の範囲については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成30年3月30日老振発0330第1号厚生労働省老健局振興課長通知）の別添7に定めるとおりとする。

- (1) 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。）修了者
- (2) 訪問介護に関する三級課程修了者

備考 改正部分は、下線の部分である。